

報道関係者 各位

令和 7 年 8 月 7 日

【照会先】

秋田労働局労働基準部賃金室

室 長 佐 藤 博 幸

賃金指導官 我 妻 一 広

(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

秋田県最低賃金専門部会（令和 7 年度第 2 回）の開催について

秋田地方最低賃金審議会（会長 臼木智昭）は、第 2 回秋田県最低賃金専門部会を下記の
日時に開催します。

今回の専門部会では、秋田県最低賃金の改正決定に関する金額審議を行う予定としていま
す。

記

1 日 時 令和 7 年 8 月 8 日（金）午後 1 時 30 分から

2 場 所 秋田合同庁舎 第 2 会議室（5 階）秋田市山王 7 丁目 1 番 3 号

3 議 題

- （1） 秋田県最低賃金の金額審議について
- （2） その他

4 傍聴等申込要領及び注意事項

- （1） 傍聴を希望する報道関係者は、住所、氏名、電話番号及び所属を明記の上、下記の宛先まで電子メールにてお申し込みください。

※締切：令和 7 年 8 月 8 日（金）10 時必着

秋田地方最低賃金審議会事務局（秋田労働局労働基準部賃金室内）

E-mail：chinginshitsu-akitakyoku@mhlw.go.jp（@以下はエム、エイチ、エル、ダブルリュ〜）

- （2） 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しては、個別に御連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。）

- （3） 本会議は公労使三者が集まって議論を行う全体会議は公開とし、公労・公使会議といった二者会議の場については、公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため非公開とします。二者協議の開始前に事務局より御案内しますので指示に従っていただきますようお願いします。

- （4） カメラ撮りは冒頭のみとさせていただきます。